



こんなときは、 年金の届出が必要です

年金制度は、長い人生のライフステージ（就職・退職・結婚など）の変化に応じて様々な届出が必要になります。うっかり届出をしなかったために、将来年金が受けることができなったり、減額されてしまう場合がありますので、届出は忘れずにしましょう！

こんな時は？	どこで？	必要なものは？
勤め先を退職したとき (厚生年金や共済組合をやめたとき)	・役場町民健康課 町民窓口グループ	・印鑑 ・年金手帳 ・退職した年月日がわかる書類
厚生年金や共済組合に加入している配偶者に扶養されなくなったとき (離婚、死別、収入が増えたときなど)		・印鑑 ・年金手帳 ・扶養されなくなった年月日がわかる書類
任意加入するとき、やめるとき		・印鑑 ・年金手帳 ・預貯金通帳 ・預貯金通帳の印鑑
保険料の納付が困難なとき (納付免除申請をするとき)		・印鑑 ・年金手帳
厚生年金や共済組合に加入している配偶者に扶養されるようになったとき (結婚したとき、収入が減ったとき)	・配偶者の勤務先 ・勤務先	・扶養申請と一緒に事業主が行います。
年金手帳を紛失したとき	第1号被保険者 ※ ・役場町民健康課 町民窓口グループ	・印鑑
	第2号被保険者 ※ ・勤務先 ・函館年金事務所	・印鑑
	第3号被保険者 ※ ・配偶者の勤務先	・印鑑
納付書を紛失したとき (第1号被保険者の場合)	・函館年金事務所	・電話で申し込みできます。 本人の基礎年金番号、氏名、住所を申し出ることが必要です。
口座振替を開始、停止、変更するとき	銀行・郵便局・農協・漁協・信用金庫・ 信用組合・労働金庫・年金事務所	・預貯金通帳の印鑑 各金融機関にある口座振替依頼書で申請します。

※ 第1号被保険者 → 自営業者、学生、無職の方
第2号被保険者 → 厚生年金や共済年金に加入している方
第3号被保険者 → 上記、第2号被保険者に扶養されている配偶者

～ 国民年金保険料は忘れずに納めましょう！ ～

＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先	町民健康課町民窓口グループ (☎2-2453)
	函館年金事務所 (☎0138-56-1165)

(有料広告) 医療法人社団 陵仁会

【診療科目】産科・婦人科 (小児科隣接)

えんどう桔梗マタニティクリニック

産科・4D超音波・婦人科他(産前・産後の教室も充実しております) 院長 遠藤 力 副院長 白戸 智洋

【診療時間】 日(第2・4) 月 火 水 木 金 土

午前(9:00～12:00)	●	●	●	●	●	●
午後(14:30～18:00)	休診	●	●	手術日	●	●

休 診 日曜(第1・3・5)・祝祭日

※携帯、パソコンから24時間外来事前受付、分娩希望受付可
※初診の方でもご予約可(予約なしでの来院も可)
ホームページ内(メールフォームからのお問い合わせは24時間可)

随時福祉ハイヤーの送迎可 (特別料金半額にて)。
福祉ハイヤー
TEL.090-7654-5554

入院設備完備
駐車場76台有り
(交通機関) 函館バス(35-2) めぐみ幼稚園停留所下車

函館市桔梗5丁目7-15 (桔梗駅前通り中の沢小学校前)
TEL(0138)47-3001